

議案第112号

磐田市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市文化財保護条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するもの
とする。

令和7年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市文化財保護条例の一部を改正する条例

磐田市文化財保護条例（平成17年磐田市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第3条中「磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条第1項から第4項まで及び第6項並びに第5条第1項、第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「市長の」に、「管理しなければ」を「管理しなければ」に改め、同条第3項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第8条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条及び第10条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条、第13条、第14条第1項、第2項及び第4項、第16条並びに第17条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に、「以下同じ」を「以下同じ。」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第19条第1項、第2項、第4項及び第6項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第7項中「すべて」を「全て」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第20条、第21条第1項、第22条第1項、第23条、第24条第1項及び第4項、第25条第1項、第4項及び第7項、第26条、第28条第1項、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第32条第1項並びに第33条第1項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第34条中「囲さく」を「囲柵」に改める。

第35条、第36条並びに第38条第1項及び第2項中「教育委員会」を

「市長」に改める。

第39条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第6項中「すべて」を「全て」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第41条第1項及び第42条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7章の章名を次のように改める。

第7章 市伝統的建造物群保存地区

第43条第1項、第44条第1項から第4項まで及び第6項並びに第45条第1項、第4項及び第5項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第46条第1項中「教育委員会規則」を「規則」に、「教育委員会の」を「市長の」に改め、同条第2項中「責めに」を「責め」に改める。

第47条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第48条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第49条、第50条第2項、第51条、第52条、第53条第3項及び第54条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第56条中「教育委員会が規則で」を「市長が別に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に法令、条例若しくは教育委員会規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後に市長が管理し、及び執行することとなるものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

磐田市文化財保護条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| (財産権等の尊重及び他の公益との調整) | (財産権等の尊重及び他の公益との調整) |
| 第3条 <u>磐田市教育委員会</u> （以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行にあたっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 | 第3条 <u>市長</u> は、この条例の執行にあたっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 |
| (指定) | (指定) |
| 第4条 <u>教育委員会</u> は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを磐田市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。 | 第4条 <u>市長</u> は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち市にとって重要なものを磐田市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。 |
| 2 前項の規定による指定をするにあたっては、 <u>教育委員会</u> は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。 | 2 前項の規定による指定をするにあたっては、 <u>市長</u> は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。 |
| 3 第1項の規定による指定をするにあたっては、 <u>教育委員会</u> は、あらかじめ磐田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。 | 3 第1項の規定による指定をするにあたっては、 <u>市長</u> は、あらかじめ磐田市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。 |
| 4 第1項の規定による指定をするにあたっては、 <u>教育委員会</u> は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。 | 4 第1項の規定による指定をするにあたっては、 <u>市長</u> は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。 |
| 5 略 | 5 略 |
| 6 第1項の規定による指定をしたときは、 <u>教育委員会</u> は、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。 | 6 第1項の規定による指定をしたときは、 <u>市長</u> は、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。 |
| (指定の解除) | (指定の解除) |
| 第5条 市指定有形文化財が、市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、 <u>教育委員会</u> は、市指定有形文化財の指定 | 第5条 市指定有形文化財が、市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、 <u>市長</u> は、市指定有形文化財の指定 |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>を解除することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p> <p>5 第2項で準用する前条第4項による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに同条第6項の規定による指定書（以下「指定書」という。）を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。</p> <p>（所有者の管理義務及び管理責任者）</p> <p>第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>及び<u>教育委員会の指示</u>又は勧告に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも同様とする。</p> <p>4 略</p> <p>（所有者の変更）</p> <p>第7条 市指定有形文化財の所有者に変更が生じたときは、新しく所有者となった者は、変更前の所有者に対して交付された指定書を添えて速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更が生じたときは、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、届出の際、指定書を添えなければならない。</p> | <p>を解除することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の場合には、<u>市長</u>は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p> <p>5 第2項で準用する前条第4項による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに同条第6項の規定による指定書（以下「指定書」という。）を<u>市長</u>に返付しなければならない。</p> <p>（所有者の管理義務及び管理責任者）</p> <p>第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく<u>規則</u>及び<u>市長の指示</u>又は勧告に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも同様とする。</p> <p>4 略</p> <p>（所有者の変更）</p> <p>第7条 市指定有形文化財の所有者に変更が生じたときは、新しく所有者となった者は、変更前の所有者に対して交付された指定書を添えて速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更が生じたときは、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、届出の際、指定書を添えなければならない。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| (滅失、 <u>き損</u> 等) 第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失若しくは損傷し、又は盜難に遭い、若しくはこれを亡失したときは、市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、速やかにその旨を <u>教育委員会</u> に届け出なければならない。 | (滅失、 <u>毀損</u> 等) 第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失若しくは損傷し、又は盜難に遭い、若しくはこれを亡失したときは、市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、速やかにその旨を <u>市長</u> に届け出なければならない。 |
| (所在の変更) 第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、指定書を添えてあらかじめその旨を <u>教育委員会</u> に届け出なければならない。 | (所在の変更) 第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、指定書を添えてあらかじめその旨を <u>市長</u> に届け出なければならない。 |
| (管理又は修理の補助) 第10条 略 2 前項の補助金を交付する場合には、 <u>教育委員会</u> は、その補助の条件として、管理又は修理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。 | (管理又は修理の補助) 第10条 略 2 前項の補助金を交付する場合には、 <u>市長</u> は、その補助の条件として、管理又は修理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。 |
| (管理又は修理に関する勧告) 第11条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盜難に遭うおそれがあると認めるときは、 <u>教育委員会</u> は、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存設備の設置その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。 2 市指定有形文化財が <u>き損</u> している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、 <u>教育委員会</u> は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な事項を勧告することができる。 3・4 略 | (管理又は修理に関する勧告) 第11条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盜難に遭うおそれがあると認めるときは、 <u>市長</u> は、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存設備の設置その他管理に関し必要な措置をとることを勧告することができる。 2 市指定有形文化財が <u>毀損</u> している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、 <u>市長</u> は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な事項を勧告することができる。 3・4 略 |
| (現状変更等の制限) | (現状変更等の制限) |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>第12条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については当該影響が軽微なものである場合は、この限りでない。</p> <p>(修理の届出等)</p> <p>第13条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による勧告又は前条の規定による許可を受けて修理を行う場合はこの限りでない。</p> <p>2 市指定有形文化財の保護のため、必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、前項の規定による届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、指示をすることができる。</p> | <p>第12条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については当該影響が軽微なものである場合は、この限りでない。</p> <p>(修理の届出等)</p> <p>第13条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による勧告又は前条の規定による許可を受けて修理を行う場合はこの限りでない。</p> <p>2 市指定有形文化財の保護のため、必要があると認めるときは、<u>市長</u>は、前項の規定による届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、指示をすることができる。</p> |
| <p>(公開)</p> <p>第14条 <u>教育委員会</u>は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って<u>教育委員会</u>の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>教育委員会</u>は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。</p> <p>5 略</p> | <p>(公開)</p> <p>第14条 <u>市長</u>は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って<u>市長</u>の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>市長</u>は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。</p> <p>5 略</p> |
| (現状等の報告) | (現状等の報告) |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第16条 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(所有者変更等に伴う権利義務の承継)</p> <p>第17条 市指定有形文化財の所有者に変更が生じたときは、新たに所有者となった者は、当該市指定有形文化財に關し、この条例に基づく<u>教育委員会</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。</p> <p>2 略</p> <p>(指定等)</p> <p>第18条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する無形文化財（法第71第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを磐田市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定をするにあたっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。<u>以下同じ</u>）を認定しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするにあたっては、<u>教育委員会</u>はあらかじめ、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による指定をするには、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知しなければならない。</p> <p>5 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定をすること</p> | <p>第16条 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(所有者変更等に伴う権利義務の承継)</p> <p>第17条 市指定有形文化財の所有者に変更が生じたときは、新たに所有者となった者は、当該市指定有形文化財に關し、この条例に基づく<u>市長</u>の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。</p> <p>2 略</p> <p>(指定等)</p> <p>第18条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する無形文化財（法第71第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを磐田市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定による指定をするにあたっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。<u>以下同じ</u>）を認定しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするにあたっては、<u>市長</u>はあらかじめ、審議会に諮問しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による指定をするには、<u>市長</u>は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあっては、その代表者）に通知しなければならない。</p> <p>5 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定をすること</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>ができる。</p> <p>6 略</p> <p>(指定等の解除)</p> <p>第19条 市指定無形文化財が、市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、<u>教育委員会</u>は、市指定無形文化財の指定を解除することができる。</p> <p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、<u>教育委員会</u>は、その認定を解除することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除をするにあたっては、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。</p> <p>7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の<u>すべて</u>が死亡したとき、又は保持団体の<u>すべて</u>が解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(保持者の氏名等の変更等)</p> <p>第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくはその相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合に</p> | <p>ができる。</p> <p>6 略</p> <p>(指定等の解除)</p> <p>第19条 市指定無形文化財が、市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、<u>市長</u>は、市指定無形文化財の指定を解除することができる。</p> <p>2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、<u>市長</u>は、その認定を解除することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除をするにあたっては、<u>市長</u>は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知しなければならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 前項の場合には、<u>市長</u>は、その旨を告示するとともに、当該指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。</p> <p>7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の<u>全て</u>が死亡したとき、又は保持団体の<u>全て</u>が解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、<u>市長</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(保持者の氏名等の変更等)</p> <p>第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくはその相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合に</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>あつては、代表者であった者)は、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。 (1)～(6) 略</p> <p>(保存)</p> <p>第21条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のための適当な措置をとることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他市指定無形文化財の保存にあたることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> <p>2 略</p> | <p>あつては、代表者であった者)は、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。 (1)～(6) 略</p> <p>(保存)</p> <p>第21条 <u>市長</u>は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のための適当な措置をとることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他市指定無形文化財の保存にあたることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> <p>2 略</p> |
| <p>(公開)</p> <p>第22条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2～4 略</p> | <p>(公開)</p> <p>第22条 <u>市長</u>は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。</p> <p>2～4 略</p> |
| <p>(保存に係る指示又は勧告)</p> <p>第23条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存にあたることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な指示又は勧告をすることができる。</p> | <p>(保存に係る指示又は勧告)</p> <p>第23条 <u>市長</u>は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存にあたることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な指示又は勧告をすることができる。</p> |
| <p>(指定)</p> <p>第24条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを磐田市指定有形民俗文化財（以下「市指定</p> | <p>(指定)</p> <p>第24条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを磐田市指定有形民俗文化財（以下「市指定</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>「有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを磐田市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするにあたっては、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定の解除)</p> <p>第25条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、<u>教育委員会</u>は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除をするにあたっては、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(市指定有形民俗文化財の現状変更等の届け出)</p> <p>第26条 市指定有形民俗文化財に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 市指定有形民俗文化財の保護のため必要があると認めるときは、<u>教育委員会</u>は、前項の規定による届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し、必要な指示をすることができる。</p> | <p>「有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを磐田市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするにあたっては、<u>市長</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(指定の解除)</p> <p>第25条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、<u>市長</u>は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除をするにあたっては、<u>市長</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 第5項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、<u>市長</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>(市指定有形民俗文化財の現状変更等の届け出)</p> <p>第26条 市指定有形民俗文化財に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 市指定有形民俗文化財の保護のため必要があると認めるときは、<u>市長</u>は、前項の規定による届出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し、必要な指示をすることができる。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(市指定無形民俗文化財の保存)</p> <p>第28条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> | <p>(市指定無形民俗文化財の保存)</p> <p>第28条 <u>市長</u>は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> |
| 2 略 | 2 略 |
| <p>(市指定無形民俗文化財の記録の公開)</p> <p>第29条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p> | <p>(市指定無形民俗文化財の記録の公開)</p> <p>第29条 <u>市長</u>は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。</p> |
| 2 略 | 2 略 |
| <p>(保存に係る指示又は勧告)</p> <p>第30条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形民俗文化財の保存にあたることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な指示又は勧告を行うことができる。</p> | <p>(保存に係る指示又は勧告)</p> <p>第30条 <u>市長</u>は、市指定無形民俗文化財の保存にあたることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な指示又は勧告を行うことができる。</p> |
| <p>(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録作成等)</p> <p>第31条 <u>教育委員会</u>は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要なあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適當と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又は記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> | <p>(市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録作成等)</p> <p>第31条 <u>市長</u>は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要なあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適當と認める者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又は記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> |
| 2・3 略 | 2・3 略 |
| <p>(指定)</p> <p>第32条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第29条第</p> | <p>(指定)</p> <p>第32条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第29条第</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。) のうち市にとって重要なものを磐田市指定史跡、磐田市指定名勝又は磐田市指定天然記念物（以下これらを「市指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（指定の解除）</p> <p>第33条 市指定史跡名勝天然記念物が、市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、<u>教育委員会</u>は、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（標識等の設置）</p> <p>第34条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、<u>囲さく</u>その他の施設を設置するものとする。</p> <p>（土地の所在等の異動の届出）</p> <p>第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定区域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者（第37条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>（現状変更等の制限）</p> <p>第36条 市指定史跡名勝天然記念物に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については当</p> | <p>1項の規定により静岡県指定史跡、静岡県指定名勝又は静岡県指定天然記念物に指定されたものを除く。) のうち市にとって重要なものを磐田市指定史跡、磐田市指定名勝又は磐田市指定天然記念物（以下これらを「市指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（指定の解除）</p> <p>第33条 市指定史跡名勝天然記念物が、市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、<u>市長</u>は、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>（標識等の設置）</p> <p>第34条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、<u>囲柵</u>その他の施設を設置するものとする。</p> <p>（土地の所在等の異動の届出）</p> <p>第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定区域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者（第37条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、当該管理責任者）は、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>（現状変更等の制限）</p> <p>第36条 市指定史跡名勝天然記念物に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については当</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>該影響が軽微なものである場合は、この限りでない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の許可の際、必要な条件を付し、又は同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が前項の規定による条件に従わなかったときは、<u>教育委員会</u>は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> | <p>該影響が軽微なものである場合は、この限りでない。</p> <p>2 市長_____は、前項の許可の際、必要な条件を付し、又は同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に關し必要な指示をすることができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が前項の規定による条件に従わなかったときは、市長_____は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> |
| <p>(選定等)</p> <p>第38条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2第1項の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち市として保存の措置を講ずる必要があるものを磐田市選定保存技術（以下「市選定技術」という。）として選定することができる。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による選定をするにあたっては、市選定技術の保持者又は保存団体（当該市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> | <p>(選定等)</p> <p>第38条 市長_____は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2第1項の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち市として保存の措置を講ずる必要があるものを磐田市選定保存技術（以下「市選定技術」という。）として選定することができる。</p> <p>2 市長_____は、前項の規定による選定をするにあたっては、市選定技術の保持者又は保存団体（当該市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。</p> <p>3・4 略</p> |
| <p>(選定等の解除)</p> <p>第39条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。</p> <p>2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適當でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適當でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3～5 略</p> | <p>(選定等の解除)</p> <p>第39条 市長_____は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。</p> <p>2 市長_____は、保持者が心身の故障のため保持者として適當でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適當でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。</p> <p>3～5 略</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項について同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合においては、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>（保存）</p> <p>第41条 <u>教育委員会</u>は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のための適当な措置をとることができるものとし、市は、保持者、保存団体その他その保存にあたることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（保存に関する指示又は勧告）</p> <p>第42条 <u>教育委員会</u>は、市選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存にあたることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な指示又は勧告をすることができる。</p> | <p>6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその全てが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項について同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡し、かつ、保存団体の全てが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合においては、<u>市長</u>は、その旨を告示しなければならない。</p> <p>（保存）</p> <p>第41条 <u>市長</u>は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のための適当な措置をとることができるものとし、市は、保持者、保存団体その他その保存にあたることを適當と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（保存に関する指示又は勧告）</p> <p>第42条 <u>市長</u>は、市選定保存技術の保持者、保存団体その他その保存にあたることを適當と認める者に対し、その保存のため必要な指示又は勧告をすることができる。</p> |
| <p><u>第7章 磐田市伝統的建造物群保存地区</u></p> <p>（決定）</p> <p>第43条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する伝統的建造物群のうち市にとって重要なものを磐田市伝統的建造物群保存地区に決定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（登録）</p> | <p><u>第7章 市伝統的建造物群保存地区</u></p> <p>（決定）</p> <p>第43条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する伝統的建造物群のうち市にとって重要なものを磐田市伝統的建造物群保存地区に決定することができる。</p> <p>2 略</p> <p>（登録）</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>第44条 <u>教育委員会</u>は、市指定文化財以外の有形文化財（法第57条第1項の規定により登録されたものを除く。以下同じ。）で建造物であるもののうち、市にとって重要なものを磐田市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）として磐田市文化財登録原簿に登録することができる。</p> <p>2 前項の規定による登録をするにあたっては、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ登録をしようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならぬ。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による登録をするにあたっては、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ審議会に諮問しなければならぬ。</p> <p>4 第1項の規定による登録をするにあたっては、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならぬ。</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項の規定による登録をしたときは、<u>教育委員会</u>は、当該有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならぬ。</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第45条 市登録有形文化財が、市登録有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、<u>教育委員会</u>は、市登録有形文化財の登録を抹消することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該市登録有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならぬ。</p> <p>5 第2項で準用する前条第4項による市登録有形文化財の登録の抹消の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、当該市登録有形文化財の所有者は、速やかに同条第6項の規定による登録証（以下「登録証」という。）を<u>教育委員会</u>に返付しなければならない。</p> | <p>第44条 <u>市長</u>は、市指定文化財以外の有形文化財（法第57条第1項の規定により登録されたものを除く。以下同じ。）で建造物であるもののうち、市にとって重要なものを磐田市登録有形文化財（以下「市登録有形文化財」という。）として磐田市文化財登録原簿に登録することができる。</p> <p>2 前項の規定による登録をするにあたっては、<u>市長</u>は、あらかじめ登録をしようとする有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者の同意を得なければならぬ。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定による登録をするにあたっては、<u>市長</u>は、あらかじめ審議会に諮問しなければならぬ。</p> <p>4 第1項の規定による登録をするにあたっては、<u>市長</u>は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならぬ。</p> <p>5 略</p> <p>6 第1項の規定による登録をしたときは、<u>市長</u>は、当該有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならぬ。</p> <p>（登録の抹消）</p> <p>第45条 市登録有形文化財が、市登録有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、<u>市長</u>は、市登録有形文化財の登録を抹消することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の場合には、<u>市長</u>は、その旨を告示するとともに、当該市登録有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならぬ。</p> <p>5 第2項で準用する前条第4項による市登録有形文化財の登録の抹消の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、当該市登録有形文化財の所有者は、速やかに同条第6項の規定による登録証（以下「登録証」という。）を<u>市長</u>に返付しなければならない。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第46条 市登録有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく<u>教育委員会規則及び教育委員会の指示</u>に従い、市登録有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 市登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、自己に代わり当該市登録有形文化財の管理の<u>責め</u>に任すべき者（以下「市登録有形文化財管理責任者」という。）を選任することができる。</p> <p>3・4 略</p> | <p>(所有者の管理義務及び管理責任者)</p> <p>第46条 市登録有形文化財の所有者は、この条例並びにこの条例に基づく<u>規則</u>及び<u>市長の指示</u>に従い、市登録有形文化財を管理しなければならない。</p> <p>2 市登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、自己に代わり当該市登録有形文化財の管理の<u>責め</u>に任すべき者（以下「市登録有形文化財管理責任者」という。）を選任することができる。</p> <p>3・4 略</p> |
| <p>(所有者の変更)</p> <p>第47条 市登録有形文化財の所有者に変更が生じたときは、新しく所有者となった者は、変更前の所有者に対して交付された登録証を添えて速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 市登録有形文化財の所有者又は市登録有形文化財管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更が生じたときは、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、届出の際、登録証を添えなければならない。</p> | <p>(所有者の変更)</p> <p>第47条 市登録有形文化財の所有者に変更が生じたときは、新しく所有者となった者は、変更前の所有者に対して交付された登録証を添えて速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 市登録有形文化財の所有者又は市登録有形文化財管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更が生じたときは、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。この場合において、当該変更が所有者に係るものであるときは、届出の際、登録証を添えなければならない。</p> |
| <p>(滅失、<u>き損等</u>)</p> <p>第48条 市登録有形文化財の全部又は一部を滅失若しくは損傷したときは、市登録有形文化財の所有者（市登録有形文化財管理責任者がある場合は、当該市登録有形文化財管理責任者）は、速やかにその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。</p> | <p>(滅失、<u>毀損等</u>)</p> <p>第48条 市登録有形文化財の全部又は一部を滅失若しくは損傷したときは、市登録有形文化財の所有者（市登録有形文化財管理責任者がある場合は、当該市登録有形文化財管理責任者）は、速やかにその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> |
| <p>(所在の変更)</p> <p>第49条 市登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、市登録有形文化財の所有者（市登録有形文化財管理責任者がある場合は、当該市登録有形文化財管理責任者）は、登録証を添えてあらかじめその旨を<u>教育</u></p> | <p>(所在の変更)</p> <p>第49条 市登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、市登録有形文化財の所有者（市登録有形文化財管理責任者がある場合は、当該市登録有形文化財管理責任者）は、登録証を添えてあらかじめその旨を<u>市長</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <u>委員会</u> に届け出なければならない。 (管理又は修理の補助) 第50条 略 2 前項の補助金を交付する場合には、 <u>教育委員会</u> は、その補助の条件として、管理又は修理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。 | _____に届け出なければならない。 (管理又は修理の補助) 第50条 略 2 前項の補助金を交付する場合には、 <u>市長</u> _____は、その補助の条件として、管理又は修理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。 |
| (現状変更等の制限) 第51条 市登録有形文化財に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、 <u>教育委員会</u> の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については当該影響が軽微なものである場合は、この限りでない。 | (現状変更等の制限) 第51条 市登録有形文化財に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、 <u>市長</u> _____の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については当該影響が軽微なものである場合は、この限りでない。 |
| (修理の届出等) 第52条 市登録有形文化財を修理しようとするときは、当該市登録有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を <u>教育委員会</u> に届け出なければならない。ただし、第50条第1項の規定による補助金の交付又は前条の規定による許可を受けて修理を行う場合はこの限りでない。 2 市登録有形文化財の保護のため、必要があると認めるときは、 <u>教育委員会</u> は、前項の規定による届出に係る市登録有形文化財の修理に關し、指示をすることができる。 | (修理の届出等) 第52条 市登録有形文化財を修理しようとするときは、当該市登録有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を <u>市長</u> _____に届け出なければならない。ただし、第50条第1項の規定による補助金の交付又は前条の規定による許可を受けて修理を行う場合はこの限りでない。 2 市登録有形文化財の保護のため、必要があると認めるときは、 <u>市長</u> _____は、前項の規定による届出に係る市登録有形文化財の修理に關し、指示をすることができる。 |
| (公開) 第53条 略 2 略 3 市登録有形文化財の管理上必要があると認めるときは、 <u>教育委員会</u> は、市登録有形文化財の所有者に対し、市登録有形文化財の公開及び当該公開 | (公開) 第53条 略 2 略 3 市登録有形文化財の管理上必要があると認めるときは、 <u>市長</u> _____は、市登録有形文化財の所有者に対し、市登録有形文化財の公開及び当該公開 |

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| に係る市登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。 | に係る市登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。 |
| (現状等の報告) 第54条 <u>教育委員会</u> は、必要があると認めるときは、市登録有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。 | (現状等の報告) 第54条 <u>市長</u> は、必要があると認めるときは、市登録有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。 |
| (委任) 第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が規則で定める。 | (委任) 第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>市長</u> が別に定める。 |